

第4章

重点区域の位置及び区域

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の分布

上田市には、歴史的風致が市域全体に広く分布しており、地域独自の文化として受け継がれている。これらのうち、第2章「上田市の維持向上すべき歴史的風致」で次の6つを選定した。

上田城築城とともに形成され、その後蚕種製造や養蚕によって発展した城下町と周辺集落には、その時代を代表する建造物がある。住民たちは祇園祭や地域の祭礼行事など、安全や発展を祈った祭りを現在まで受け継いでおり、地域に残る歴史的建造物とあわせ独自の歴史的風致を形成している。

塩田地域は寡雨地域でため池が多く存在する。また、古い神社や仏閣が多く残る信仰心の厚い地域でもあり、干天の折には神仏への雨乞いが行われた。その地域で札所巡りも行われ神仏を大切に受け継いできた。ため池や神社が点在する田園風景のなかで行われる雨乞いや札所巡りは、この地域独自の歴史的風致である。

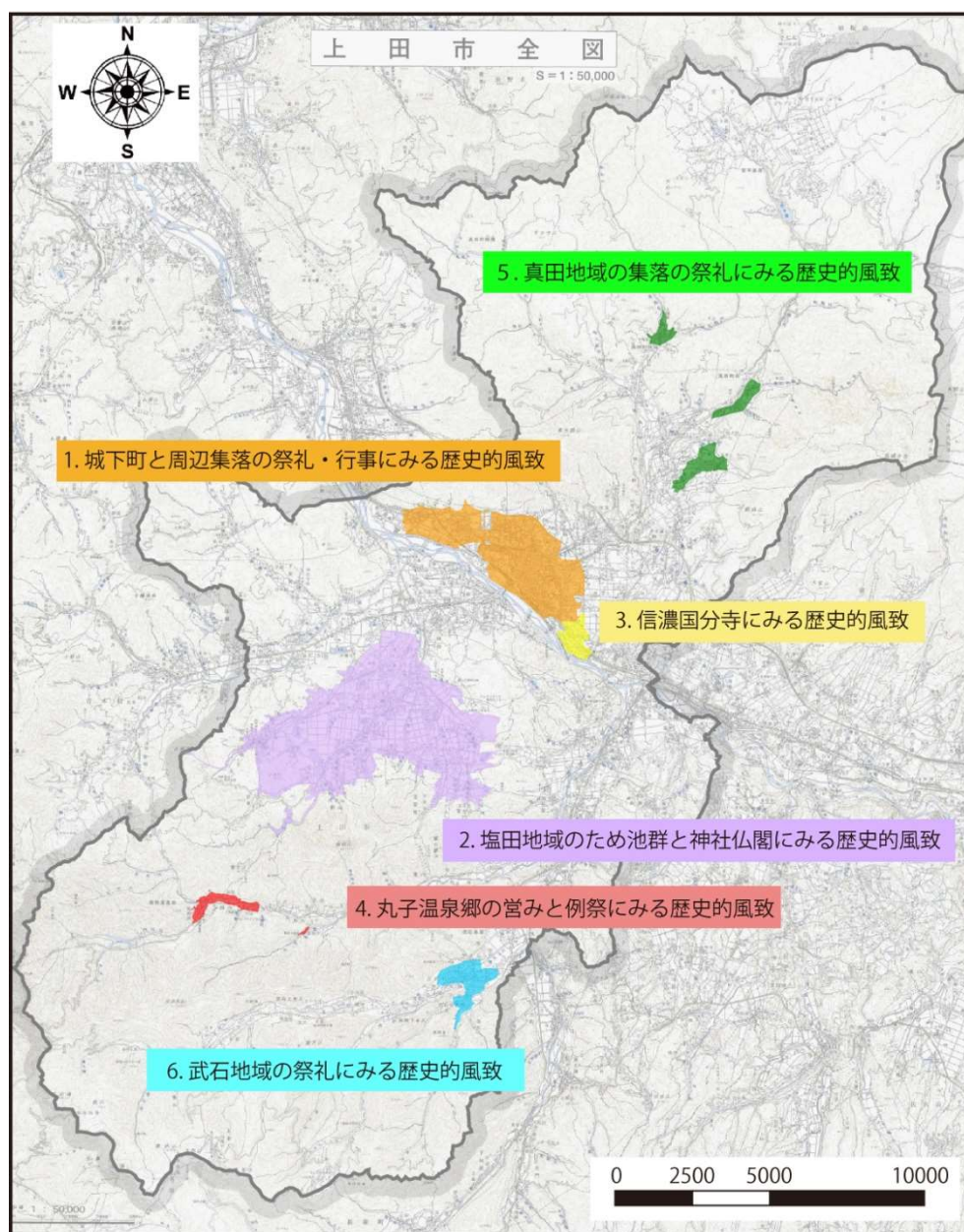
信濃国分寺は奈良時代に始まる歴史をもち、その史跡のほか、現在の国分寺や三重塔などが建立されている。八日堂縁日では、本堂前で頒布される蘇民将来符やダルマを求めて多くの人々が詣で、大変な賑わいをみせる。上田市に数ある歴史的風致のなかでもとりわけ古くからつづく歴史的風致である。

丸子温泉郷は傷病を癒す湯治客を受け入れるだけでなく、自らの健康増進のためにも、地域が一体となり共同浴場などの管理を続けてきた。温泉を核とした人々の営みに加え、地域の例祭で温泉街を通り抜ける姿がみられるなど、将来にわたって残したい歴史的風致である。

真田地域には、真田氏館跡や式内社で真田氏の信仰が厚かった山家神社などの歴史的建造物が残されており、そこを舞台に獅子舞や大神楽の演舞が行われている。祭礼運営にはじまるそのノウハウは地域の独自文化として伝承されてきた。各地域の町並みと一帯となった営みはこれからも守り続けたい歴史的風致である。

武石地域で受け継がれる子檀嶺神社の御柱行事は、毎度盛大に行われている。武石地域の町並みのなかや子檀嶺神社の境内で、参加者が協力して御柱を引く様子は、古くからつづく地域のつながりを感じさせる。これからも大切にしたい歴史的風致である。

No.	名称
1	城下町と周辺集落の祭礼・行事にみる歴史的風致
(1)	上田城と城下町
(2)	周辺集落
2	塩田地域のため池群と神社仏閣にみる歴史的風致
(1)	塩田地域のため池群と雨乞い行事
(2)	霊峰に囲まれた塩田平の神社仏閣群
3	信濃国分寺にみる歴史的風致
4	丸子温泉郷の営みと例祭にみる歴史的風致
5	真田地域の集落の祭礼にみる歴史的風致
6	武石地域の祭礼にみる歴史的風致



上田市における歴史的風致の分布

2. 重点区域設定の考え方

重点区域は、先に挙げた6つの歴史的風致の範囲のうち、重要文化財などに指定された建造物を中心に広がる範囲であって、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を一体的かつ重点的に推進することで、効果的に本市の歴史的風致の維持向上が図られる区域を対象に設定する。

なお、重点区域の要件は歴史まちづくり法第2条第2項に以下の通り掲げられている。

第二条 （略）

2 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第百九条第一項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地

ロ 文化財保護法第百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。）内の土地

二 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

また、本市内において、重点区域の要件（第一号）を満たす重要文化財等の建造物は下表のとおりである。

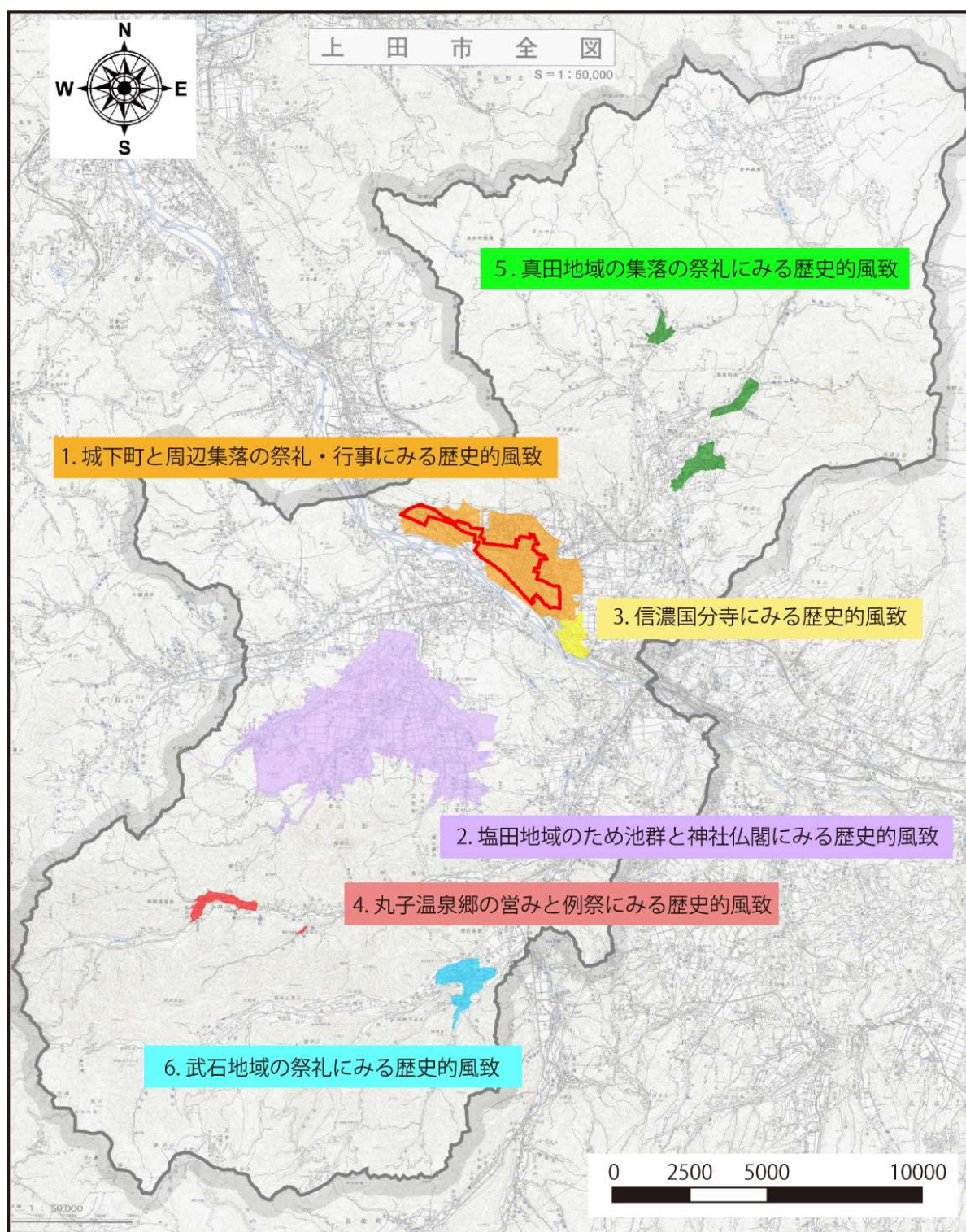
重点区域設定の土地の区域の要件を満たす重要文化財建造物等

種 別		名 称	所在地
国宝		安楽寺八角三重塔	別所温泉 2361
重要文化財	建造物	国分寺三重塔	国分 1052
		前山寺三重塔	前山 300
		法住寺虚空蔵堂	東内 4313-イ、ロ
		中禅寺薬師堂	前山 1721
		常楽寺多宝塔	別所温泉 2347
		旧常田館製糸場施設	常田 1-10-3
記念物	史跡	信濃国分寺跡	国分 1125 他
		上田城跡	二の丸
		鳥羽山洞窟	腰越 429

このうち、「史跡 上田城跡」や「重要文化財 旧常田館製糸場施設」の周辺は、旧街道の面影が残り、蚕糸業関連の近代遺産を擁するなど、歴史的な趣や落ち着きある町並みが維持・育成されてきた。加えて、上田市景観計画の景観形成方針において、この地域を「旧城下町」地域に設定し、地域の歴史的背景を読み取りながら創意工夫した景観形成に努めるよう促してきた。また、城下町とともに発展した西側の北国街道沿いに形成された集落は、近世末以降、養蚕が盛んに営まれ、現在も豪壮な養蚕家屋などの建造物がまとまって集積している。このことから、上田城の周辺及び、西側へつづく集落は歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると考えられ、重点区域の要件（第二号）を満たしている。

以上より、本市においては「城下町と周辺集落の祭礼・行事にみる歴史的風致」の範囲内に重点区域を設定するとともに、重点区域においては、文化財や歴史的建造物等とそれらに結び付いた人々の活動の維持や発展に重点的に取り組み、当該区域の歴史的風致の維持向上を効果的に推進する。

なお、計画を推進していくにあたり、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する範囲が新たに生じた場合等、必要に応じて適宜重点区域は見直すものとする。



上田市における歴史的風致と重点区域

3. 重点区域の位置及び区域

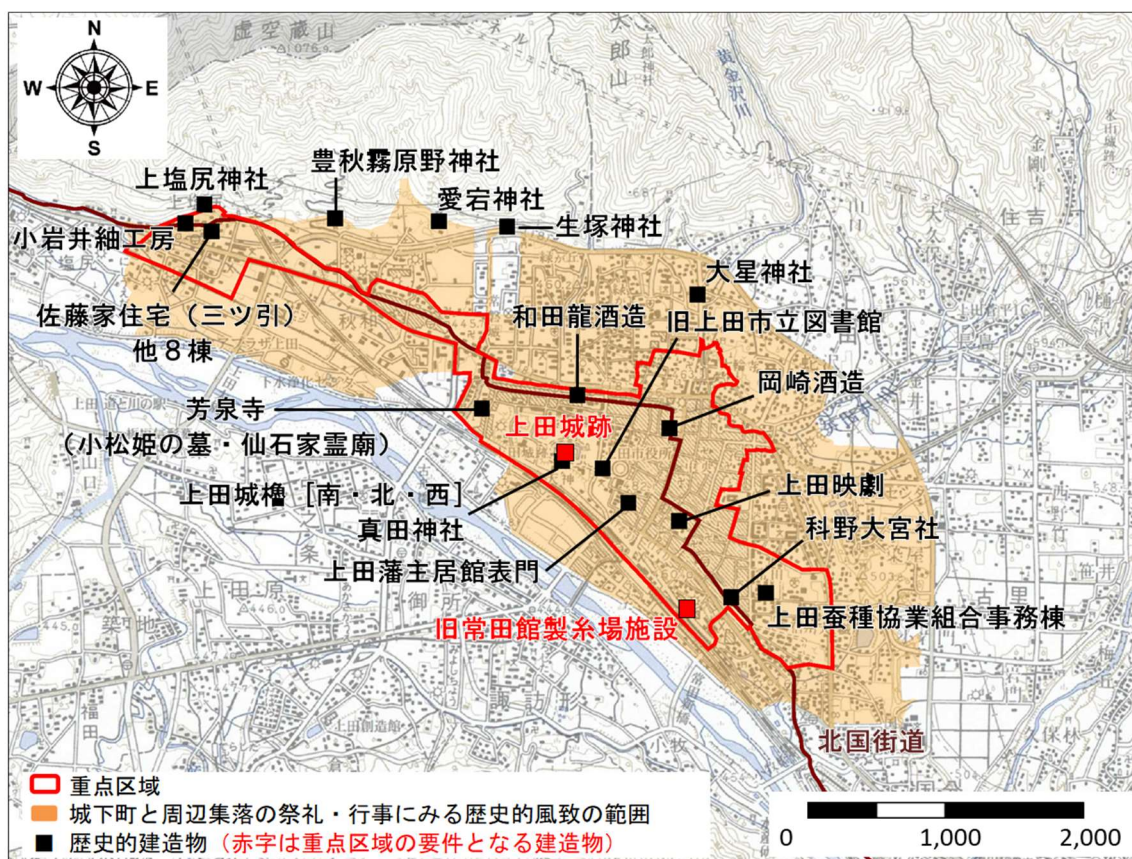
(1) 重点区域の位置

重点区域は、上田市景観計画における地域区分で、「旧城下町」地域に位置づけられた区域を基本とし、近世の北国街道として今でも歴史的建造物が残る旧街道筋を軸に、本市を代表する近代産業である養蚕により栄えた集落や関連建造物が位置する範囲を含めて設定した。

養蚕に関連した歴史的建造物は、上田蚕種協業組合事務棟などで、旧城下町地域の東側に位置する。また、旧城下町地域の西側に位置する生塚自治会と秋和自治会、上塩尻自治会のうち、現在も佐藤家住宅をはじめとする養蚕家屋や小岩井紬工房等の歴史的建造物が点在する集落を範囲とした。あわせて、集落間を繋ぐ主要交通路であった北国街道沿いには、豊秋霧原野神社へつづく参道の入り口や養蚕家屋があり、当時の面影を感じさせることから重点区域に含めた。

重点区域の面積 約 353.3ha

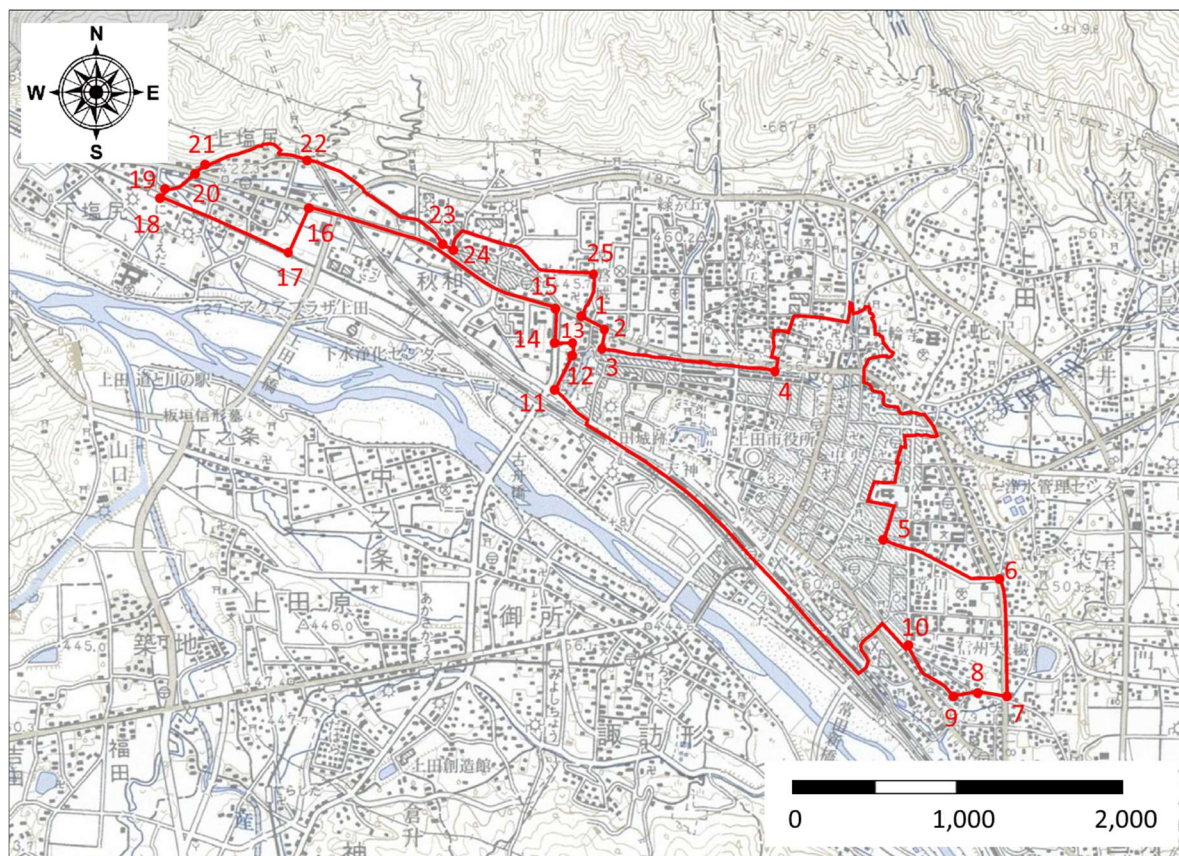
重点区域の名称 城下町・北国街道西部区域



歴史的風致と重点区域「城下町・北国街道西部区域」の位置図

(2) 重点区域の区域（境界）

重点区域の区域（境界）は、下図及び次ページに示す表の地形地物等に基づいて設定する。



重点区域「城下町・北国街道西部区域」の範囲

※数字は境界を示す（説明は次ページ）

重点区域「城下町・北国街道西部区域」の境界

区間	説明
1 ～ 2	旧城下町地域（景観計画）
2 ～ 3	諏訪部 5 号線
3 ～ 4	矢出沢川
4 ～ 5	旧城下町地域（景観計画）
5 ～ 6	横町材木町線
6 ～ 7	国道 18 号
7 ～ 8	国分常田線
8 ～ 9	踏入隅田 1 号線
9 ～ 10	下堀踏入線
10 ～ 11	旧城下町地域（景観計画）
11 ～ 12	諏訪部線
12 ～ 13	諏訪部 2 号線
13 ～ 14	生塚自治会・諏訪部自治会
14 ～ 15	旧城下町地域（景観計画）
15 ～ 16	国道 18 号
16 ～ 17	上塩尻秋和線 19 号線
17 ～ 18	しなの鉄道線
18 ～ 19	西上田駅前広場
19 ～ 20	島崎線
20 ～ 21	上塩尻秋和線
21 ～ 22	山裾
22 ～ 23	上塩尻秋和線
23 ～ 24	霧原第 1 号線
24 ～ 25	秋和緑が丘線
25 ～ 1	生塚宮前線

4. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上による効果

城下町と周辺集落の祭礼・行事にみる歴史的風致の維持向上を図るため、重点区域を設定した。設定した区域のうち、上田城跡を中心に重点的な整備・保全を行うことで、住民の地域への興味・関心を深め、歴史的な価値観の醸成が期待される。また、一体的な事業を推進することにより、本市を代表する近代産業である養蚕に関連した歴史的建造物等の保存・活用や、伝統文化の実践・継承、良好な市街地景観の保全・整備等を進めることができるとともに、本市全体への歴史的風致の維持向上の波及に大きく寄与することができる。

歴史的風致の維持向上によって、本市の魅力を高めるとともに歴史文化に対する理解を深め、歴史文化を活かしたまちづくりを飛躍的に向上させる効果が期待できる。さらに、本市の歴史文化資源の魅力を向上させ、それらを発信することで、観光振興につながり、地域の活性化や経済効果等も期待される。

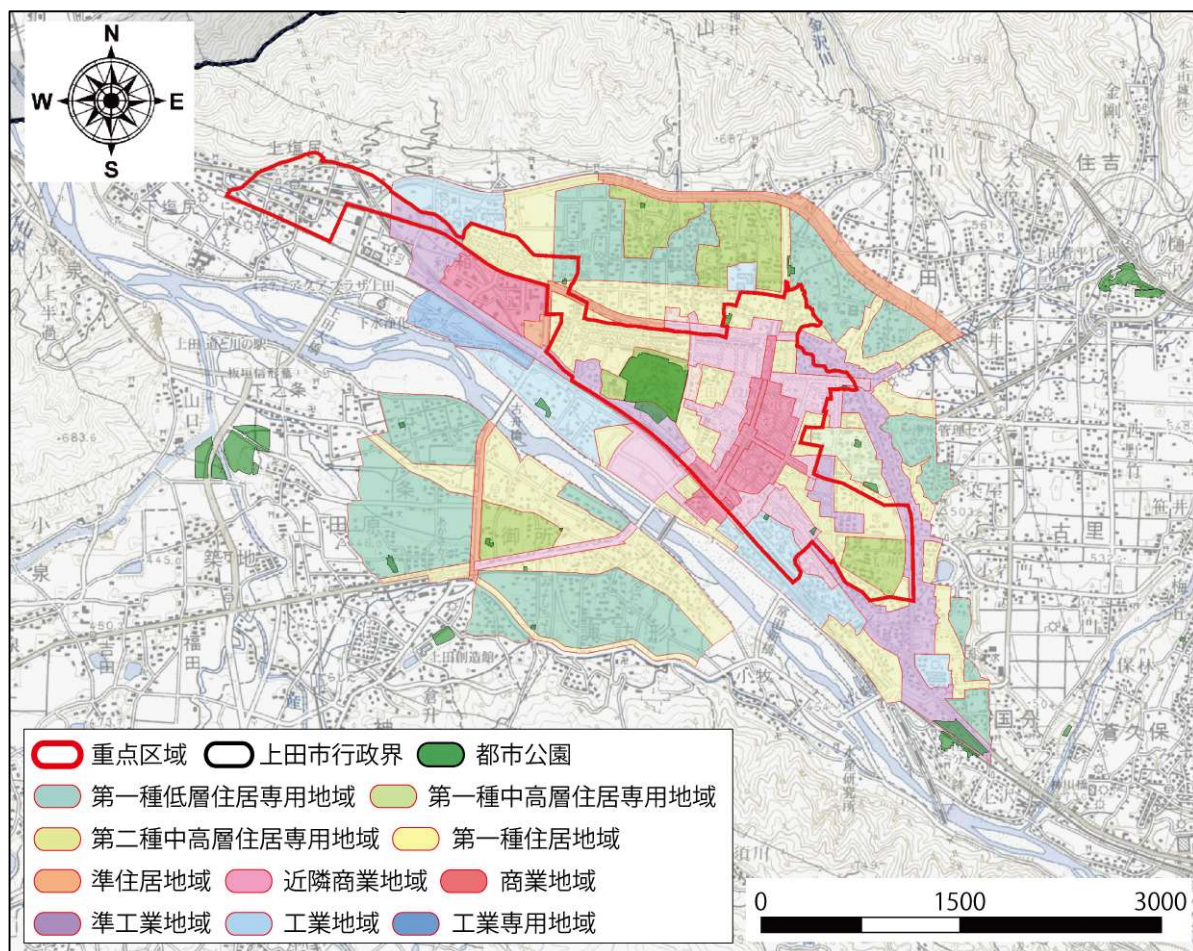
5. 良好な景観の形成に関する施策との連携

本市における良好な景観の形成に関する施策について、土地利用の基礎であり制限となる都市計画、景観まちづくりのルールである景観計画、屋外広告物の設置ルールである長野県屋外広告物条例、及び農用地のルールである農業振興地域整備計画の中に位置づけられている。

(1) 都市計画

上田市では上田都市計画区域が指定されており、現在の計画区域の面積は23,294haである。市街化区域と市街化調整区域の区域区分は定めていない。

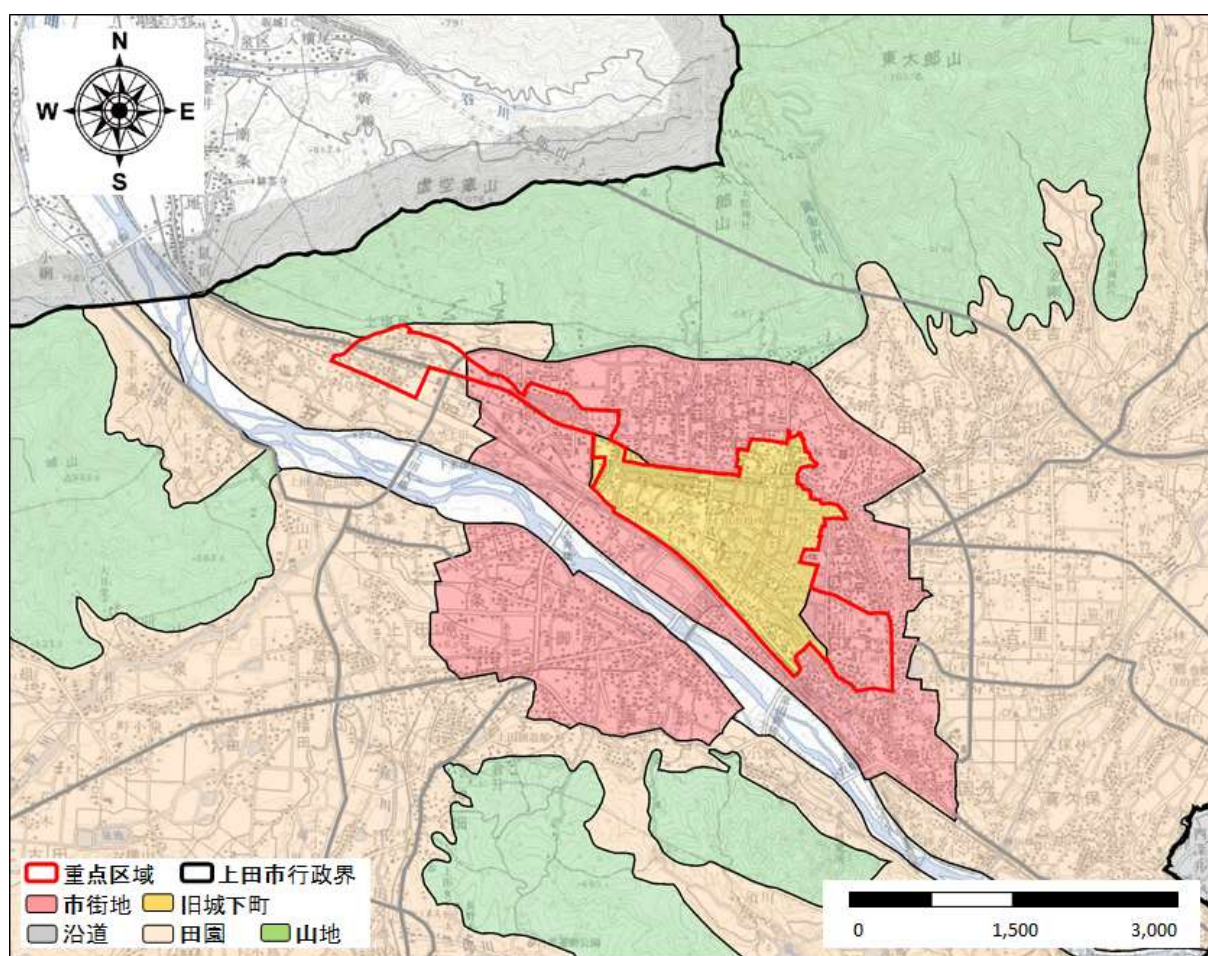
上田都市計画区域に定められた用途地域は上田地域と丸子地域の2箇所に分かれており、それぞれの市街地部分に定めている。重点区域には上田地域の用途地域が指定された市街地部分を含んでいる。



都市計画区域及び用途地域と重点区域「城下町・北国街道西部区域」

(2) 上田市景観計画

上田市景観計画において掲げた良好な景観の形成に関する方針では、地域の特徴や個性を活かした景観形成を図るため、主に土地利用の状況から「市街地」、「沿道」、「田園」、「山地」に区分し、さらに「市街地」のなかに歴史的、文化的背景にも配慮すべき地域として「旧城下町」を設定している。また、河川や道路、鉄道等を景観軸としてとらえるとともに、史跡・文化財・伝統的家並み、温泉地、交通拠点等を景観拠点として設定し、地域区分と併せて景観形成方針を定めている。なお、上田市景観計画において重点地区は定めていないが、本計画における重点区域の設定においては景観形成方針の「旧城下町」地域との整合性を図っている。

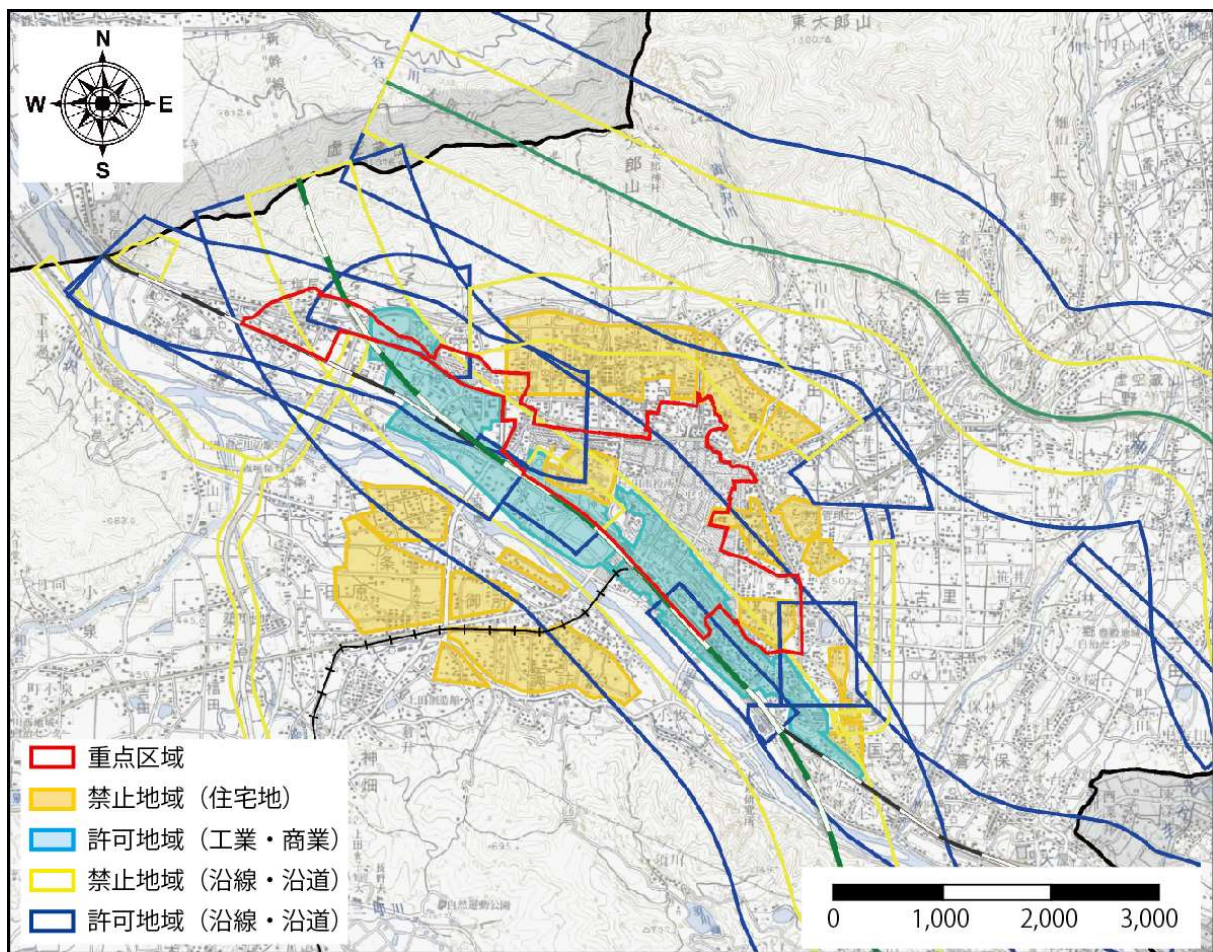


景観計画地域区分と重点区域「城下町・北国街道西部区域」

(3) 長野県屋外広告物条例

屋外広告物に関しては、「長野県屋外広告物条例」(平成5年(1993)10月18日条例第23号)により、上田市内では住居地域の一部、北陸新幹線や上信越自動車道の沿線、主要な道路の沿道で、広告物の乱立を防ぎ美観を維持するため、看板等の屋外広告物の表示・設置が規制されている。規制地域には「屋外広告物禁止地域」と「屋外広告物許可地域」がある。

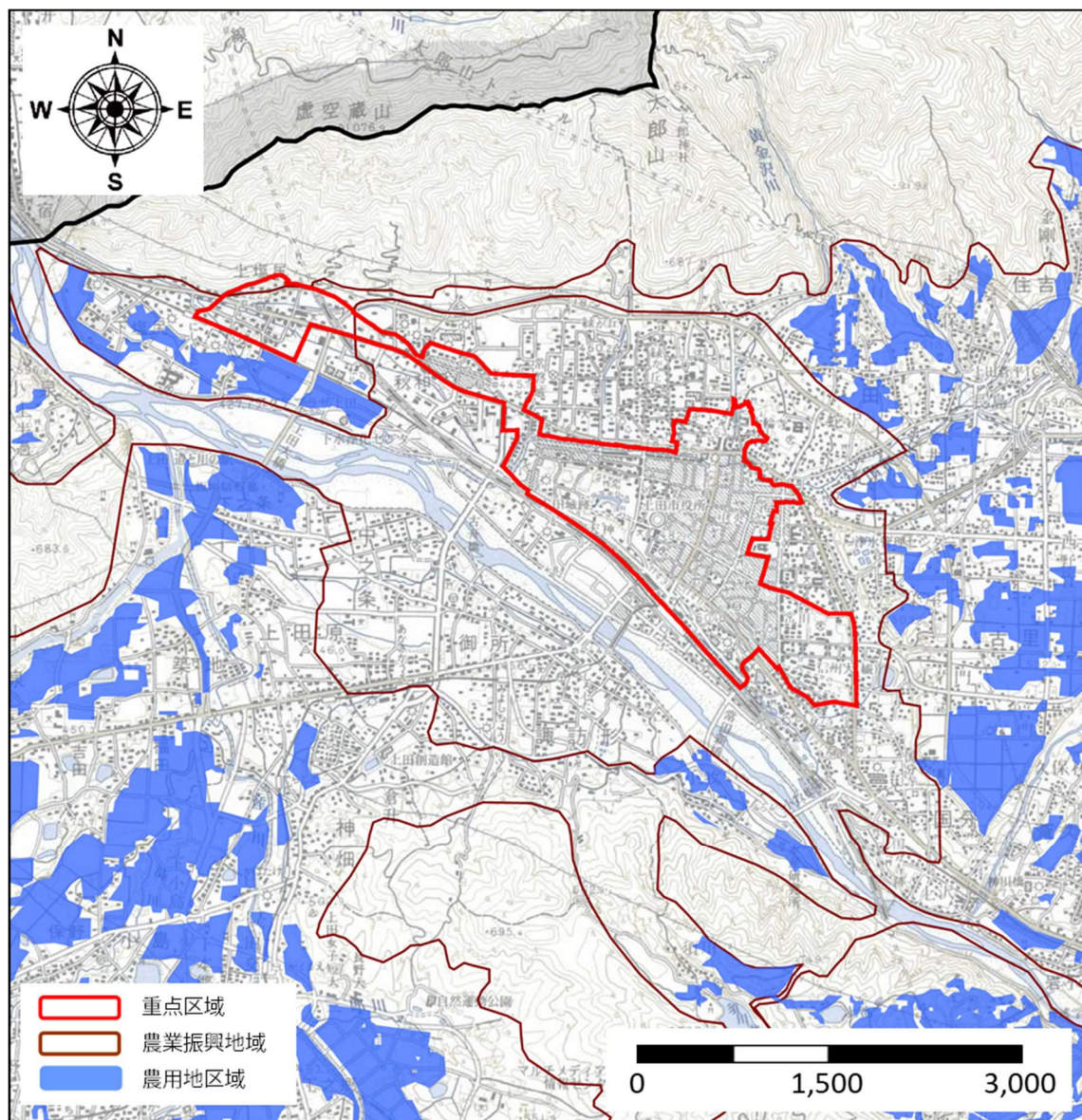
なお、長野県屋外広告物条例に関わる事務・権限は、長野県から上田市に移譲されている。



屋外広告物禁止区域と重点区域「城下町・北国街道西部区域」

(4) 上田市農業振興地域整備計画

上田市では農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図る地域を定め、農業の健全な発展を図っている。重点区域西側の上塩尻集落付近は農業振興地域の農用地区域に設定されており、花卉、果樹、野菜の栽培が見受けられることから、複合農業経営の推進を図るとされている。



農業振興地域と重点区域「城下町・北国街道西部区域」